

## 那須塩原テニス協会 細則

この細則は会則を補足するものとして定める。また、会の運営上の取り決めなどを明文化するもので、理事会の承認を得て決定されることとする。

### 会則第1章・第2条（総則の解釈）

- ※ 2重登録について・・・県協会の2重登録の説明（2010HPより）によれば、県登録はひとつのクラブからしか認めないが、個人が複数のクラブに加入するのは問題ないとの解釈がある。那須塩原テニス協会としても、この説明に準じ複数のクラブに所属することを認める。但し、県協会登録はひとつのクラブからのみとする。また、那須塩原テニス協会内の複数のクラブに所属することに問題ないが、那須塩原テニス協会への登録は同協会内のいずれかひとつのクラブからのみ登録を認める。

### 会則第2章・第5条

#### (1) テニス大会等の開催要領の基本的事項について

- ※ 大会及び講習会等の参加費は原則として大会ごとに定めるが、開催状況により変更も可とする
- ※ 協会登録クラブは原則として年度内に1回の大会運営に参加すること。
- ※ ドロー会議後のダブルスのペア交代は、本戦及び予備日も1名認めるが参考試合とする。
- ※ シングルの交代は認めない
- ※ デフォ等により参加者（ペア）数が大きく減った場合には、運営担当クラブの裁量により、そのクラスの参加者全員の同意を得てドローを組み替えることができる。
- ※ ダブルスの参加費は1名のみが協会登録でも協会登録と同額（年齢の高い方基準）
- ※ 前年度各種Bクラスの優勝者はAクラス又は年齢別種目へエントリーとすること。（ダブルスの場合は同ペアの場合のみ）
- ※ シード選手選考はドロー会議によって決定される。
- ※ 各大会の種目で、Bは初級者、Sは60歳以上のクラスとし、年齢は、大会開催年の12月31日に下限の年齢に達している者とする。
- ※ A、Bクラス及び年齢別クラスがある場合、参加希望クラスは、ドロー会議の権限により、変更されることもある。
- ※ ドロー会議にクラブ単位でエントリーする場合は、代表者が内容に責任を持つものとし、ドロー会議終了後の追加エントリーは一切認めない。なお、運営担当クラブが、ドロー会議終了後に、ドローや試合方法等を修正する必要がある場合は、ドロー発表前に限り、ドロー会議出席者の承認を得て必要な措置を行うことができるものとする。

#### (2) リーグ戦における順位は、JTA公式トーナメント競技関連規則18-2) ラウンドロビン方式（ルールブック2023 P132）に準ずる。

#### (3) 年間予定する主な事業

##### ① 那須塩原市春季ダブルステニス大会

- ・種目・・・男子ダブルスA・B・S、女子ダブルスA・B・S（必要に応じ変更可）
- ・参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・参加費（1組）

一般	協会登録(19歳以上)	一般(高校生以下)	協会登録(高校生以下)
3,000	2,000	1,500	1,000

##### ② 那須塩原テニス選手権大会（シングルス）

- ・種目・・・男子シングルスA・B・S、女子シングルスA・B・S（必要に応じ変更可）
- ・参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・参加費

一般	協会登録(19歳以上)	一般(高校生以下)	協会登録(高校生以下)
2,000	1,500	1,000	750

③ 那須塩原オープンテニス大会 (ミックスダブルス)

- ・種目・・・ミックスダブルス  
※過去の本大会での優勝した同一ペアでの参加は不可。(ペア変更で参加可)
- ・参加資格・・・オープン
- ・参加費(1組)

一般	協会登録(19歳以上)	一般(高校生以下)	協会登録(高校生以下)
3,000	2,000	1,500	1,000

④ 那須塩原市秋季ダブルステニス大会

- ・種目・・・男子ダブルスA・B・S、女子ダブルスA・B・S(必要に応じ変更可)
- ・参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・参加費(1組)

一般	協会登録(19歳以上)	一般(高校生以下)	協会登録(高校生以下)
3,000	2,000	1,500	1,000

⑤ 那須塩原テニス協会クラブ対抗戦

- ・TTAクラブ対抗戦の予選会(以下「予選会」と言う)と協会所属チームの対抗及び親睦を兼ねる大会の2種の大会を実施するものとし、両者を兼ねて同時に実施するか、別日程で実施するかについては、コート状況等を鑑みその都度決定する。
- ・TTAクラブ対抗戦参加チーム選出基準は次の順位とする。
  - 1 「TTAクラブ対抗戦那須塩原予選会」の優勝チーム
  - 2 資格取得チームが参加できない時は、順次繰り下げする
  - 3 参加希望チームが1チームの時はそのチーム
- ・予選会に出場するチームの出場選手は、同一クラブのメンバーで構成され、かつ、大会年度の6月1日現在で各クラブが那須塩原テニス協会に登録した個人登録料の添付名簿に記載されていないなければならない。
- ・予選会に出場したチームがTTAクラブ対抗戦の参加資格を得た場合、TTAのクラブ対抗戦に出場する際の選手を同チームが所属するテニス団体のメンバーをもって変更することができる。

⑥ 那須塩原新春オープンダブルステニス大会

- ・種目・・・男子ダブルスA・B・S、女子ダブルスA・B・S(必要に応じ変更可)
- ・参加資格・・・オープン
- ・参加費(1組)

一般	協会登録(19歳以上)	一般(高校生以下)	協会登録(高校生以下)
3,000	2,000	1,500	1,000

⑦ 那須塩原市テニス講習会

- ・種目・・・テニスの初歩、ゲームの基礎・ミニゲーム
- ・参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者、小学4年生以上 80名程度
- ・参加費・・・開催要項に定める

⑧ 那須塩原市ナイターテニス教室

- ・8回程度 毎週2回 予備日を2回程度設定
- ・種目・・・テニスの初歩、ゲームの基礎・ミニゲーム等(参加者のレベルに応じて適宜内容を変更する。)
- ・参加資格・・・那須塩原市在住・在勤、那須塩原テニス協会登録者
- ・参加費・・・開催要項に定める

⑨ ナイタージュニアテニス教室

- ・学校夏休み期間の8回程度 毎週2回 予備日を2回程度設定
- ・種目・・・テニスの初歩、ゲームの基礎・ミニゲーム等(参加者のレベルに応じて適宜内容を変更する。)

- ・参加資格・・・那須塩原市及び周辺市町の中中学生以下の生徒
- ・参加費・・・開催要項に定める

#### (4) 選手選考委員会

当協会は、那須塩原市スポーツ協会に所属する唯一のテニススポーツ団体であることから、役員会内に選手選考委員会を設置し、那須塩原市の代表となる選手団の選考を行うこととする。

なお、選手選考を行う主な大会は、都市対抗栃木県予選、栃木県スポーツ交流会、那須地区スポーツ交流会とする。

#### 第3章・第7条 総会の代議員選出数の定義(役員も含む)

- ・5名以下・・・1名
- ・10名以下・・・2名
- ・11名以上・・・3名

※6月1日現在の登録者名簿により決定する

#### 第4章・第11条 役員改選・・・会長以外の役付けは別紙、輪番表にて決める

※会長、ジュニア委員長以外の役員(副会長、事務局、事務局補佐、会計、監事)の輪番は各クラブ間の調整により決定する。

#### 第5章・第17条 栃木県テニス協会登録

- ・原則として当協会会員はすべて栃木県テニス協会へ登録するものとする。

但し、県内他協会からの栃木県テニス協会登録者、及び、中学生・高校生で学校体育連盟に登録する等栃木県テニス協会の登録を要しない者は除く

#### ◆参加費・活動費の補助など

那須塩原テニス協会の運営のための役員の活動、栃木県テニス協会やその他の組織からの依頼により那須塩原テニス協会の代表としての活動、及び、那須塩原市の代表としての各種大会への参加等に要する交通費、参加費、負担金等については、那須塩原市スポーツ協会等からの助成その他経費について他の組織から支弁される状況を勘案し、役員会で協議のうえで必要な補助を行うこととする。

#### ◆文書管理規則

##### (1) 文書保存期間について

- ①総会資料・・・永年
- ②会計証拠書類・・・5年
- ③その他の書類・・・3年

(2) 文書保存は事務局が担当し、事務局が変わる場合はその保管書類を書面、及び電子データで次期事務局に継承するものとする。

#### ◆事業に携わる協会員の交通費・謝礼支給について

当協会が行う事業の運営や指導等に携わる協会員には、次の基準で交通費・謝礼を支給するものとするが、事業の収支状況により、その額は変更することができる。また、協会員以外の者の協力を得た場合もこれに準じることとする。

- ・大会運営担当クラブ

クラブに対し 5,000 円

- ・その他の事業

拘束時間を基準として次の額を支給する。

- 1日：2,000 円
- 4時間：1,500 円
- 2時間：1,000 円

◆栃木県テニス選手権の那須塩原協会割当数(推薦枠)の選出

栃木県テニス選手権大会の参加資格に当協会からの推薦枠がある大会については、TTA の選考基準により、希望者が直接 TTA に参加申込をする。尚、推薦枠以上の申込があった場合については、当協会選出の競技運営委員を通じて、当協会内で主催大会上位者又は県ランキングを参考とし調整するものとするが、調整が不調の時は TTA に選考を委任することとする。(2011.4 より県大会方法変更により)

◆付則

この改正は2008年4月1日から適用する (2008.3.6 総会承認)

この改正は2010年4月1日から適用する (2010.3.4 総会承認)

この改正は2011年4月1日から適用する (2011.3.3 総会承認)

この改正は2012年4月1日から適用する (2012.3.11 総会承認)

この改正は2013年4月1日から適用する (2013.3.3 総会承認)

この改正は2014年4月1日から適用する (2014.3.4 総会承認、2014.3.27 役員会承認)

この改正は2015年4月1日から適用する (2015.3.8 総会承認)

この改正は2016年4月1日から適用する (2016.3.6 総会承認)

この改正は2017年4月1日から適用する (2017.1.26 役員会承認)

この改正は2018年4月1日から適用する (2018.3.4 総会承認)

この改正は2019年4月1日から適用する (2019.1.31 役員会承認)

この改正は2020年4月1日から適用する

この改正は2021年4月1日から適用する (2021.3.9 総会承認)

この改正は2022年4月1日から適用する

この改正は2024年4月1日から適用する (2024.3.9 総会承認)